

公開質問すべて無視、犯罪被害市民を守らない市と警察

憲法第14条(法の下の平等)違反だ

11月17日、下関市から公開質問状に対する回答が不法投棄被害者の金山三郎氏に届きました。その内容は「上記すべての質問に対して、これまで通知しているとおり回答しません。」とあるだけです。これまで市は金山さんの文書での意見書、質問書の積み重ねに、以後回答しないという回答書を出したことがあります。しかし、今回は日本とコリアを結ぶ会・下関との連名で、この問題に関心を持つ人々もその名前を挙げて回答を待っていました。さらにこの七つの質問内容は初めて問う内容でもありました。

これが犯罪被害者等基本法に基づいて犯罪被害者等支援条例を持つ下関市の姿勢であります。市民に奉仕すべき立場はうかがえません。自己解決では絶対に無理な犯罪被害者の訴えを無視する下関市と下関警察署の連携がうかがえます。しかし、それは環境省の「行政処分の指針」に完全に反しています。また公務員が業務上知り得た犯罪行為の告発義務を定めた刑訴法第239条第2項にも反しています。

16年以上、下関市も下関警察署も黒井不法投棄を犯罪と認めず、詐欺による不法投棄、不動産侵奪状況を放置し続けています。一方では下関市は自分も同じ犯人により市有地に不法投棄、不動産侵奪され、4,322m² (1,310坪) の長府扇町の工業団地の市有地を格安の3千万円で売却させられたにもかかわらず、Uの民事責任については「経済能力がないから」とUを被告から判決前に取り下げました。また市のUへの告訴状は受理され、事情聴取されたものの、その刑事責任についても本人が「全部片づけたと言っている。元の形状が不明。土壤汚染もないし、産業廃棄物もない。」(要約)と嘘を並べて市建設委員会で告訴も取り下げ、犯人を無罪放免したのでした。

黒井の金山さんの所有地に残された建設残土等に混入する産業廃棄物(コンクリートがら、アスコンがら等)はそこに放置されたままで、産業廃棄物保管基準違反(廃掃法第12条第2項)という違法行為があっても業者らに何の「改善命令」もせず、法違反は無視されたままです。

不法投棄に対する環境省の「行政処分の指針」に反して、市は下関警察署に不法投棄被害者からの告訴状を不受理にするような「回答」をし、下関警察署は犯罪行為が行われていることを知りながら告訴状を不受理にし、被害届も受け付けませんでした。これは差別を禁止した憲法第14条違反に当たり、職権濫用ではないでしょうか。

このままでは下関市は犯罪が起きた人によつては行政判断で警察が対処しないで良いという、人間を差別する恐ろしい町になるばかりではないでしょうか。

犯罪被害者の訴えが門前払いにされ、その加害者は暴利を得てもその罪を問われない、犯罪者にとってこれほど都合の良い町はないし、善良な市民はいつまた同様な被害にあうかも知れません。

下関市の回答についてはあらためて対応を考えていきます。とりあえず関心を持ち見守って下さったみなさまに、人を見て犯罪から守ったり、守らなかったりする下関市の市政及び警察行政は憲法第14条(法の下の平等)違反であると強く抗議し、この呆れ果てる回答書をご報告致します。

(ニッコリ会・下関 代表 鍬野保雄)

12月6日(土)映画&話合い

ワタシタチハニンゲンタ

開場13:00 上映13:30 市民活動センター

前売り800円

当日 1000